

平成26年度 第1回 教科用図書選定審議会 議事録

平成26年4月23日(水)

10:00~11:30

1 開会(事務局)

- ・開会

2 主催者挨拶(平賀信二教育次長兼学校教育室長)

- ・おはようございます。教育次長の平賀でございます。委員の皆様におかれましては、日頃より県教育委員会の取組に対しまして様々ご協力をいただいておりますことにお礼申し上げます。また、本日は、教科用図書選定審議会にご多用の中参会していただきまして誠にありがとうございます。

- ・東日本大震災津波から約3年が過ぎ、県は本年度を「本格復興推進年」と位置付けております。現在、県内の学校は、すべての学校において、子どもたちの心のサポートに留意しながら、児童生徒、保護者、教職員の協力はもとより、さらには地域の方々、教育行政に携わる者が一体となって、学校教育の復興に歩みを進めている状況であります。

そのような中で、本審議会は、我が国において定められた「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、粛々とその使命を果たすべく役割があります。

- ・この審議会では、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」等について、御審議いただくことを目的としております。今年度の教科書の採択につきましては、小学校用の教科書及び特別支援学校の小学部用の教科書並びに学校教育法附則第9条の規定による、いわゆる特別支援教育で使用される一般図書にかかわる採択基準等を中心にご審議いただくこととなります。
- ・県教育委員会といたしましては、今回の教科書採択においても、公正・公平な採択となるよう、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等への指導・助言にあたってまいりたいと考えております。
- ・ただいま申し上げましたことにつきましてご理解いただきながら、委員の皆様におかれましては、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介（藤岡宏章義務教育課長）

- ・ それでは、私の方から、平成 26 年度教科用図書選定審議会委員をご紹介します。お手元の資料の平成 26 年度教科用図書選定審議会資料の 3 ページに掲載させていただいております資料 2 の名簿に従いましてご紹介をいたします。
（略）

（民部田誠特別支援教育課長）

- ・ それでは、平成 26 年度の教科用図書選択に関する情報公開への対応について説明いたします。
（略）

4 会長・副会長選出

- ・ 会 長：熊谷雅英 委員
副会長：熊谷幸一 委員

5 会長挨拶

（略）

6 署名委員の委嘱

- ・ 山内昭委員 西前和恵委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（平賀次長）から審議会会長（熊谷雅英委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

（事務局）

- ・ 事務を担当しております照井と申します。よろしくお願いたします。それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。
資料は、3 種類ございます。一つめは、「平成 26 年度第 1 回教科用図書選定審議会」という資料でございます。二つめは、別冊の「資料 7」学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書についてという資料、三つ目は、これも別冊で資料 8 「教科書制度の概要」でございます。
・ それでは予めお断りいたします。この第 1 回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、説明が多くございます。大変申し訳ありませんが、御了承いただきたいと思います。
・ それでは、はじめに、「平成 26 年度教科用図書選定審議会」という資料をご用意ください。2 ページの資料 1 をご覧くださいは、これはこの教科用図書選定審議会の規

則です。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、岩手県がこの規則を定めたものです。

- ・ 次に3ページ、資料2をご覧ください。本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第10条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。
- ・ 次に4ページの資料3-1をご覧ください。これは、教科用図書採択地区一覧です。左側に1~9と番号がありますように、県内の採択地区は9つに分かれております。ほかに、県立中学校があり、県教委が採択に直接関わることとなっております。
- ・ 5ページ、資料3-2をご覧ください。各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 次に、6ページ、資料4、こちらは教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧です。県内に18箇所あります。なお、13番の住田町の教科書センターは、陸前高田の教科書センターが決まるまで当面の間の教科書センターという位置付けであると大船渡採択地区から報告を受けております。
- ・ 次に資料7ページ、資料5-1をご覧ください。平成23年度から26年度まで、小学校で使用する教科書の一覧です。採択地区ごとに示してあります。なお、採択地区の脇にある比較という欄は、平成22年度までの教科書と異なるかどうかを示しております。空欄の場合、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しております。
- ・ 次に8ページ、資料5-2でございます。中学校の教科書一覧です。小学校の場合と同様の記入の仕方です。平成27年度までの4年間使用いたします。
- ・ 9ページ、資料6-1、こちらは、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということで、きめ細かく法律が定められています。
- ・ 続いて12ページをご覧ください。資料6-2は、文部科学省からの通知です。先ほどの法律とこの通知を根拠にして、公正・公平な教科書採択が行われるよう通知されております。
- ・ 次に、別冊の資料8、こちらの「教科書制度の概要」(抜粋)をご用意ください。教科書の「採択」につきましてこの資料で御説明申し上げます。
- ・ 10ページをご覧ください。「6教科書採択の方法」とあります。その「1採択の権限」の部分をご覧ください。その部分を読ませていただきます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国立・私立学校で使用される教科書の決定の権限は校長にあります。」ということです。
- ・ 次に教科書の採択の仕組みについて説明いたします。11ページ「図3義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧いただきます。この図で本日は行っている「教科用

図書選定審議会」はこの図の中程左側にあります。

- ・ では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。
- ・ 図の①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うということです。
- ・ ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するという事です。この目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すこととなります。その目録がこちらになります。
- ・ ③をご覧ください。教科書の見本を各教育委員会等に送付するという事です。今年度は、平成 27 年度用の教科書として、小学校用の教科書の見本本が送付されます。
- ・ ④は、この審議会との関わりです。「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮問し、これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と（調査員）」という記述がございます。今回は、小学校の教科書と特別支援の教科書の調査員会議をおくこととなります。小・中学校については、4年に1回、全面的に採択替えというときに、新たに発行された教科書について、調査をすることとなります。昨年度も審議委員を務められた方々をご存じの通り、調査結果については、審議委員の方々から御意見をいただくこととなっております。
- ・ ⑤をご覧ください。この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これからご審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を示すこととなります。
- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。県内の教科書センターについては、先ほどの資料において確認いただいたところでございます。
- ・ ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するという事です。今年度は、各採択地区において、小学校用の教科書と特別支援関係の図書について調査が行われることとなります。
- ・ 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ 12 ページをご覧ください。「3 共同採択」の部分です。1行目から4行目まで読ませていただきます。
- ・ 「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村の教育委員会にあります。採択にあたっては、『市若しくは郡又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定し、共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。」とあります。ここで言う「採択地区」が、岩手県の場合、先ほどの審議資料の4ページで確認いただいたとおり、現在9つ設定されています。
- ・ この部分につきましては、先週4月16日付けで、無償措置法の一部を改正する法律、

及び関係する省令が公布・施行されました。今回の改訂では、都道府県教育委員会が設定する、採択地区の設定単位を市若しくは郡から、市町村に改められ柔軟な採択地区の採択が可能となりました。留意事項としては、協同採択制度の趣旨を引き続き継続し、地域の自然的・経済的・文化的諸条件を考慮し、採択地区の適正規模化に務めること、域内の市町村教委員会の採択地区に関する意向の把握に努めることが示されております。県教育委員会といたしましては、今後国から示される予定である、法律改正に伴う関係政令と通知を受けて適切に進めてまいりたいと思います。

- ・ 次は、別冊の資料7につきまして、特別支援担当がご説明申し上げます。

(事務局)

- ・ 特別支援担当の川村と申します。よろしく願いいたします。
- ・ それでは、別冊資料7についてご説明いたします。資料7は、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料です。
- ・ 資料7の1は、平成25年3月付けで文部科学省から出された「平成27年度用一般図書一覧」です。表紙裏をご覧ください。はしがきにありますとおり、平成26年度に使用する教科書として採択されたもののうち採択数が多く、平成27年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において適・不適の判断を加えているものではありません。
- ・ 続きまして資料7の2になります。こちらは、平成26年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものになります。1枚めくったところに、教科用図書と署名が20冊分載っています。
- ・ 続きまして資料7の3について説明します。こちらは、平成26年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。
- ・ 以上、特別支援関係も含め「資料の説明」を終了します。

9 協議

(熊谷会長)

- ・ 事務局のみなさん、説明ご苦労様でした。それではここから、協議に入ってまいります。さきほど私が教育次長さんから諮問された内容につきまして、ご協議をいただきますが、書類の方を皆さんにも配っていただきます。

(事務局が諮問書(写)と採択基準、資料作成基準を委員に配布)

(熊谷会長)

- ・ それでは、皆様には、諮問書をご覧いただきたいと思います。
- ・ 私がいただいたものが皆さんのところにいつているわけではありますが、諮問された

点は2点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議してまいります。

- ・ 1点目が、「平成27年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について」ということ、それから二つ目が「資料作成規準について」、この二つが諮問されております。それでは、最初に一点目の教科用図書の採択基準について、事務局から提案の説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ それでは1ページをご覧ください。まず採択規準について申し上げます。採択規準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指しております。採択基準は、大きく3つから構成されております。太字により1、2、3で示しています。
- ・ 1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。
- ・ 次に、特に3番の「平成26年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について説明申し上げます。

この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校(特別支援学校の場合)」、(3)「県立学校(高等学校に併設する中学校の場合)」、そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。

- ・ はじめに、(1)の市町村立学校の場合から説明させていただきます。

アについて、採択は、県教育委員会の指導、助言、援助によること。イは、小学校用教科書について、ウは、中学校用教科書についてです。イにあるとおり、小学校用教科書は今回新たに採択することになります。エは、一般図書についての規定です。オは、採択地区の協議会に関することです。

このオに関わって、先ほどの最初の資料の平成26年度第1回教科用図書選定審議会の資料をご準備いただきたいと思っております。5ページの資料3-2をご覧ください。こちらの第5条(選定委員会)についてです。これは平成2年、当時の文部省初等中等教育局長通知や、平成13年2月議会で採択されました請願を受けて、採択地区内の保護者に参加していただき、教科書採択に多様な意見を反映させようとしたものであります。

選定委員会を設置する場合は、(ア)市町村教育委員会の教育長等(等には、教育委員、次長)、(イ)小学校及び中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭及び教諭、(ウ)地区内の保護者等(等には、学識経験者)このような方々に選定委員を委嘱するものとしております。

このことから、各地区の選定委員会では、教科用図書調査員の調査結果を報告していただくとともに、地区内の保護者の方々から教科書の選定に当たってのご意見をい

ただくこととなります。それを受けて、各地区の協議会では、地区内で使用する教科書を決定し、市町村教育委員会ごとに採択することとなります。

- ・ それでは、また、諮問者の「採択規準・案」にお戻りください。

次はカです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。キ及びク、その次の(2)については、特別支援教育関係のことですので、この後、川村が説明いたします。

- ・ 3ページの(3)と(4)については、今説明をした点と同様だということを示しております。では、説明を交替し、特別支援関係について、担当からご説明いたします。

(事務局)

- ・ それでは、説明いたします。

キとクにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。キの①、基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採択することとなります。②、特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は、下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書を採択することとなります。③、下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。

続きまして、クの①、学校教育法附則第9条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、②、地域や学校の特性、児童生徒の心身の発達段階に応じて効果的に使用できるものでなくてはなりません。

- ・ 続きまして(2)県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこれにあたります。

アについては、平成26年度使用の特別支援学校の小学部の使用教科書は、市町村立の小学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、先ほど、係が説明申し上げた、(1)市町村立学校の場合のイと同様となります。

イについては、平成26年度使用の特別支援学校の中学部の使用教科書は、市町村立の中学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、先ほど、係が説明申し上げた、(1)市町村立学校の場合のウと同様となります。

ウについては、先ほど特別支援学級でもご説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のエの規定でございます。また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本を併せて採択することはできません。これがオの規定でございます。

次に、カでございますが、視覚障害を対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。

キにつきましては、聴覚障害を対象とする特別支援学校の「国語」については文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。

クにつきましては知的障害を対象とする特別支援学校小学部の「生活」については教科の内容によって複数採択できるということでございます。

以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準についてご説明いたしました。

- ・ 以上のように、平成27年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてしてよろしいかご協議いただきたいと思います。

(熊谷会長)

- ・ それでは採択基準の協議に入らせていただきます。みなさんから、今までのところ、質問や意見がございましたらお願いいたします。

(A委員)

- ・ 意見ではないですが、今ご説明がありました、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の2ページのクの②「地域や学校の徳政及び児童生徒の心身の発達に応じて」というところなのですけれども、現在文部科学省では、「発達段階」という言葉を使用しておりませんで、「発達過程」となっております。ですから、ここは「発達段階」ではなく「発達過程」としたほうがよろしいかと思いますが、ご検討いただければと思います。

(熊谷会長)

- ・ 事務局、お願いします。

(事務局)

- ・ ありがとうございます。検討させていただきます。

(熊谷会長)

- ・ 他にないでしょうか。

(B委員)

- ・ 資料3ページのカの部分について、詳しくお聞きしたいのですが、視覚障がいをもっている支援の必要な子どもたちに対して、「点字版教科書を併せて採択することができる」とあるのですが、点字でなければ指導が難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・ 視覚障害の程度にもよるのですけれども、点字を使用する子もおりますが、弱視のお子さんで在籍しているお子さんもおります。そのお子さんの場合は、点字ではなくて、普通の絵本や教科書を拡大して指導したりします。ただ、様々な障がいがあって進行性の障がいもあります。そういうお子さんに対しては、点字での指導も並行していきながら、将来的には点字での指導が中心となっていくこともありますが、様々なお子さんがおりますので、一人一人に合わせた形で、教科書を採択していくというこ

とになります。

(熊谷会長)

- ・ では、平成 27 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準につきましては、このとおりといたします。
- ・ 続きまして、2 点目、平成 27 年度において使用する教科用図書の選定のための資料の作成基準について、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 4 ページをご覧ください。「教科用図書を選定するための資料作成基準について」であります。
- ・ 先ほど承認された採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で調査をするのかを定めたものが、この資料です。
- ・ 第 1 の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1 内容」、「2 組織、配列、分量」、「3 使用上の配慮や工夫」の 3 項目について、それぞれ 3 つから 5 つの具体的視点を示しております。この資料作成基準を作る際には、学校教育法と学習指導要領に沿って、文言を見直し、整理したものであり、昨年度と同様です。
- ・ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点をもとに作成いたしたいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいかご協議いただきたいと思います。
以上で資料の作成基準についての提案を終わります。

(熊谷会長)

- ・ 1 ページの中に資料作成基準が書かれております。これにつきまして、みなさんが質問、ご意見をお願いいたします。
- ・ 選定するためにこういう基準を設けて選定して、資料を提出していただくということになります。
- ・ それでは、平成 27 年度において使用する教科用図書の選定のための資料の作成基準については、このとおりといたします。
- ・ その他になります、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ それでは、次に、今後の進め方について、ご説明申し上げます。
- ・ ご協議いただきました採択基準、資料作成基準につきましては、ご了解いただきましたので、各市町村に送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第 5 条により、教科用図書調査員を置き、平成 27 年度において使用する小学校用教科書及び一般

図書について、研究調査をいたします。

- ・ 教科用図書の調査員は、お配りした一枚ものの資料をご覧ください。こちらの皆様をお願いしております。なお、この調査員の氏名につきましては、8月31日まで公開しないこととなっておりますので、この後回収させていただきます。この会議終了後、ご自分のお座席に置いていただければと思います。
- ・ 次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。

第2回審議会は、6月6日（金曜日）14時から17時の開催予定でございます。

第2回審議会は、「全体会その1、分科会、全体会その2」という、3部構成を考えております。

最初の「全体会その1」では、審議会の概要を説明いたします。次の「分科会」は、教科書の調査員から各委員の方々に報告をしまして、協議いただく時間となります。最後の「全体会」は、報告を受けた審議委員の方々から、全体で発表いただき、審議する時間となります。

- ・ 詳細は、第2回審議会当日の「全体会その1」において、申し上げます。なお、第3回教科用図書選定審議会につきましては、第2回の審議会の際に改めてお諮りいたします。

第2回審議会及びその後の進め方について、このように進めてよろしいか伺います。

(熊谷会長)

- ・ 調査員の名簿がわたっておりますが、これはこの後回収させていただくということです。教科等で関係のある方をご覧ください。この方々に調査をしていただき報告を審議会ですべていただくということになります。
- ・ 私たちの名前、名簿もマル秘になりますか。

(事務局)

- ・ はい、そうなります。

(熊谷会長)

- ・ これも、8月31日まで審議会の委員であることは誰にも話してはいけないということになります。その取り扱いもよろしく願いいたします。
- ・ 第2回の審議会についても方報告がありました。6月6日の14時から17時、都合をつけてお集まりください。大事な会議になります。皆様に調査した結果を審議していただくこととなります。
- ・ その他、事務局から何かございませんか。

(事務局)

- ・ ございません。

(熊谷会長)

- ・ では、以上で、協議の部分を終わらせていただきます。皆様、慎重審議、ご協力どうもありがとうございました。
- ・ では、進行をお返しいたします。

10 その他

(事務局)

- ・ 事務局から2点お願いいたします。
 - 1点目、本日の旅費について連絡です。後日、口座に振り込むこととなりますのでご承知おきください。
 - 2点目です。もし、本日、県庁舎区域に車を止められた方がいらっしゃいましたならば、お申し出いただきたいと思います。
- 以上です。

11 閉会

平成26年度 第2回 教科用図書選定審議会 議事録

平成26年6月6日(金)

10:00~11:30

1 開会(事務局)

2 主催者挨拶(平賀信二教育次長兼学校教育室長)

- 第2回教科用図書選定審議会にあたりまして、県教育委員会を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様におかれましては、ご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

4月23日の第1回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料の作成基準」等について、ご審議いただき、ありがとうございました。

本日は、平成27年度から使用される小学校用教科書並びに特別支援教育で使用するいわゆる一般図書について、種目ごとに調査委員のみなさんが調査した結果につきまして、その記述内容をご審議いただくことになっております。

県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づき、各市町村教育委員会に対して、指導、助言、援助を進めていくこととなりますので、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

3 会長挨拶(熊谷会長)

- 委員の皆様、会長の熊谷でございます。

4月に実施いたしました第1回教科用図書審議会における慎重審議、大変ありがとうございました。本日の審議会についても、慎重審議をお願いいたします。ただいま、平賀教育次長兼学校教育室長の挨拶にもありましたように、本日の第2回審議会では、まず、「教科用図書選定のための資料の作成基準」に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただきます。その後、その報告について、審議することとなります。今回は、この後事務局から説明があると思いますが、それぞれの委員が各種目に分かれて調査結果について報告を受けることとなっております。限られた時間でございます。時間を有効に使い、調査結果について審議をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

4 全体会 1

(熊谷会長)

- ・ それでは、事務局より、本日の審議につきまして説明をお願いします。

(事務局)

- ・ それでは、本日の審議につきまして、ご説明申し上げます。
- ・ 本日の資料は、2種類でございます。1つは、選定審議会の実施要項、もう1種類は各種目の調査票でございます。
- ・ この調査票は、前回にご了解いただきました教科用図書選定のための資料作成基準に基づきまして、各種目とも各教科書の特長、よさを、限られた枠の中に短い文章で表現させていただいたものです。詳細につきましては、種目部会協議にてご確認願います。
- ・ 日程等につきまして、実施要項の表紙をご覧ください。
- ・ 14時30分から、各種目に分かれて、調査結果についてご協議いただきます。
- ・ 各審議委員さんの担当種目については、勝手ながら実施要項の2ページのように分かれていただきたいと思います。
- ・ 各種目調査員の主任が、皆様を協議を行う部屋にご案内いたします。
- ・ 種目部会協議の進め方について、簡単にご説明申し上げます。
- ・ 始めに、30分間ほどの時間で、審議委員さんだけで、調査票及び教科書に目をしていただきます。
- ・ その後、各種目の調査員主任が、お部屋に入りまして、20分間で調査結果について、ご報告をさせていただきます。
- ・ その後、審議委員さんから質問をいただく時間を15分程予定しています。
- ・ 各部会協議は、15時35分には終了するようにお願いいたします。
- ・ 続いて、15時45分から、この部屋において、「全体会の2」を行い、ご協議をいただきます。
- ・ この全体会2では、各種目を担当された審議委員さんから、各種目の調査結果についてご報告をいただきます。そのご報告は、調査票が適切に作成されていたかどうか、また、その妥当性について、2分程度で発表をいただきたいと思います。
- ・ その後、ご質問も含めて調査票全体について、ご協議をいただきます。
- ・ 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

- ・ それでは、ただいま事務局から日程等の説明がありましたが質問はありますか。
- ・ この後、各委員は種目部会協議の部屋に移動して部会協議を始めていただきたいと思います。

います。なお、全体会の再開は15:45とし、その際の報告は、実施要項の名簿の順序とさせていただきます。

- ・ また、全体会2について、全員がそろった場合には、早めに進行することもあるということがあります。15:45には始められるようお願いいたします。

5 種目別部会協議

(略)

6 全体会2

(熊谷会長)

- ・ それでは、全体会を再開いたします。
- ・ 調査内容につきまして、報告と協議に進みます。
- ・ 先に申し上げたとおり、報告の順序は、実施要項の名簿の順序で行います。

(A委員)

- ・ 国語の調査委員による調査資料について報告いたします。

国語の教科書は5社から発行されております。各社の教科書についてその特長を中心に、きめ細かく調査されておりました。

東京書籍は、学習のねらいを明確化し、基礎的な知識及び技能が確実に習得できるように配慮されています。読解の基礎を培う単元、複数の文章を比べて読む単元、情報活用の単元など、6年間の系統性をふまえ実生活に必要な言葉の力が身に付くような言語活動に取り組むことができるように工夫されています。

学校図書は、発達段階に合わせて、低学年は読む力の獲得に重点を置いた言語活動、高学年は思考力の育成に重点を置いた言語活動を位置付け、確かな言葉の力を身に付けることができるように配慮されています。上巻の説明的文章の学習では、本教材の前に「読むレッスン」として小教材を位置付けるなど、学びの連続性のある学習が工夫されています。

三省堂は、「国語」と資料集「学びを広げる」の2分冊構成になっており、「国語」では、基本的な内容を学び、資料集では、児童がより探究的な学習ができるよう工夫されています。単元末には「覚えておきましょう」の欄を設け、学習した基本的な内容が次の学習や他教科へ生かすことができるよう配慮されています。

教育出版は、学年内はもちろん、学年間の3領域1事項の系統性を大切にし、領域ごとの指導事項の関連について基本的な内容を繰り返し取り上げて定着できるよう工夫されています。全学年で単元内に「本を読もう」を位置付けたり、巻末に関連図書の一覧のページを位置付けたりするなど、読書力の育成が図られるよう配慮されています。

光村図書は、説明的な文章の2教材構成の単元や、読むことの学習で習得した知識を書くことの学習で活用するといった領域をつなげて扱う単元など、6年間の学習内容が系統的に網羅されるよう工夫されています。単元末には「たいせつ」のコーナーで基本的な学習内容がまとめられ、必要な言葉の力の定着が図られるよう工夫されています。

各社とも、学習のねらいと見通しを示し、児童の学習意欲と学びの実感を大切にしながら、学習指導要領の内容をもれなく取り上げています。そしてその系統性をふまえ知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう作成されていることがよく分かる調査内容でありました。

岩手の児童の実態、国語教育の現状や課題をふまえ、かつ資料作成基準により、適切に調査されていたことを報告いたします。

(B委員)

- ・ 書写について報告いたします。
- ・ 書写の教科書は、6社から発行されており、それぞれきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告します。

東京書籍は、教材の基礎的基本的な内容を関連付け、既習事項をふまえて学習できる構成になっております。また、簡潔な表現を用いることで、学習内容を理解し易いよう配慮されています。

学校図書は、基礎的基本的な内容を身に付けるための学習過程を示し、技能の定着が図られるよう構成されております。また、課題の提示を工夫し、主体的に学習が進められるよう配慮されています。

三省堂は、書き込み欄が豊富に盛り込まれ、基礎的基本的な知識及び技能が身に付くよう構成されています。また、考えさせるような課題があり、主体的に学習が進められるよう配慮されています。

教育出版は、写真や図が効果的に使われています。発達段階に応じて、他教科の学習や日常生活に活用できるよう配慮されています。

光村図書は、視覚的に基本的な技能をとらえられる構成になっております。また、学習のポイントを整理して示し、知識及び技能を習得できるよう配慮されています。

日本文教出版は、学習内容を精選しています。学年のめあてを示し、年間の見通しをもって学習が進められるよう配慮されています。

- ・ 各社とも、主体的に学ぶ姿を大切にするとともに、知識及び技能の習得を図り、日常生活に生かすことや言語活動の充実等、学習指導要領の趣旨をふまえて作成されていることがよく分かる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(C委員)

- ・ 社会科の教科書は、4社から発行されており、それぞれの教科書についてその特長をとらえ、きめ細かく調査されています。
- ・ 東京書籍の教科書は、学習の段階が明確に示され、問題解決的な学習を効果的に展開できるよう工夫されています。また、学習問題の追究の段階において多様な言語活動が設定され、思考力、判断力、表現力を育むよう配慮されています。
- ・ 教育出版の教科書は、問題解決的な学習の進め方を身に付けながら、社会への理解や考えを深めるよう工夫されています。また、自分と社会との関わりについて考え、社会参画の意識や態度を育むよう配慮されています。
- ・ 光村図書の教科書は、学習内容を精選し、基礎的・基本的な知識や技能の習得と活用が確実にできるよう工夫されています。また、5・6年は上下巻ではなく一巻の構成であり、既習事項を関連させながら学習を進められるよう配慮されています。
- ・ 日本文教出版の教科書は、学び方や調べ方を具体的に提示し、主体的に問題を追究することができるよう工夫されています。また、学習の振り返りにより、社会に参画しようとする資質や態度を育成するよう配慮されています。
- ・ なお、各社とも、岩手県及び近隣の県の事例や文化遺産等を取り上げています、岩手県の児童にとって、教科書の内容を身近に感じながら学習を進められるものと思われます。
- ・ 以上、資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告申し上げます。

(D委員)

- ・ 地図について報告します。
- ・ 地図は、東京書籍、帝国書院の2社から発行されており、それぞれの地図についてきめ細かく調査され、両者の特長がとらえられています。
- ・ 東京書籍の地図は、掲載されている地図や資料が精選されており、見やすさや使い易さに配慮され、児童が地図を用いた学習に興味や関心をもって、主体的に学習に臨めるよう工夫されています。

扉のページには、シンプルな日本列島の概観図を配し、地図への興味・関心を高める配慮があります。各ページに掲載されている地図や資料は、大判で見やすい表記となっています。また、ワールドカップなど児童に身近な話題を取り上げたり、児童が自ら地図を活用できるよう索引にチェック欄や「マイ・インデックス」の項を設けたりするなど、工夫がなされています。巻末には、自然災害の資料を掲載し、防災教育の充実も図られています。

- ・ 帝国書院の地図は、掲載されている地図や資料が豊富であり、地図を用いた学習の関連性や発展性に配慮され、多様な学習に対応できる地図であるとともに、国土の理

解や異文化への関心が一層高められるよう工夫されております。

日本の一般図には、合併前の市町村の表記や各地の様々な情報が掲載されております。また、統計のページでは、地域の「ふるさと自慢」の項もあり、地域学習などの様々な学習に対応できるよう配慮されています。諸外国の地図では、写真や国旗、解説文等も合わせて付し、異文化への理解を図る工夫がなされております。巻末のページには、防災マップづくりの資料を掲載し、地図学習を生かした防災教育の視点を例示しております。

- ・ 両社とも、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえるとともに、社会科学習の充実や発展に資する教科用図書として作成されたことがわかる調査内容でした。

また、岩手の児童や地域の実情を踏まえ、かつ資料作成基準に則り適切に調査されていることを報告します。

(E委員)

- ・ 算数の調査結果について報告いたします。
- ・ 算数は、6社から発行されており、それぞれの教科書について、特長をとらえ細部にわたりきめ細かく調査されておりました。主として、次の3点を中心に調査を進めておりました。
 - ・ 1点目、本県の児童の課題となっている、思考力・表現力・判断力を育むためにどのような配慮がなされているか。
 - ・ 2点目、算数の学習に主体的に取り組むようどのような配慮がなされているか。
 - ・ 3点目、基礎的基本的内容の習得のためにどのような工夫がなされているか。の3点です。
- ・ それでは、各社の特長について、報告します。
- ・ 東京書籍は、図を問題解決の手段として有効に活用できるようにすることで、主体的に問題解決ができるよう工夫されておりました。他者の考えを、解釈したり、問題解決に生かしたりすることで、思考力や表現力を育むよう配慮されております。
- ・ 大日本図書は、全学年を各1冊の合本にして、学年の学習内容の関連付けを容易にすることで、基礎的基本的内容の習得が図れるよう配慮されております。また、様々な観点で学習を振り返らせたり、今後の学習への意欲付けを図ったりすることで、主体的に学習に取り組むことができるよう配慮されております。
- ・ 次に、学校図書です。日常生活に関連した導入をすることにより、主体的に学び、基礎的基本的内容が習得できるよう配慮されております。また、数学的な考え方を整理して活用させることで、論理的な思考力を育むよう工夫されております。
- ・ 次に、教育出版です。作業的・体験的な活動を生かした学習展開により、算数の学習に主体的に取り組むよう工夫されています。学習したことを活用する問題を充実させることで、数学的な見方や考え方を高めるよう配慮されております。

- ・ 啓林館は、図をかいて問題解決する過程を丁寧に扱い、筋道を立てて考える力を高めるよう工夫されています。また、説明の仕方の例示により、言語活動の充実を図る工夫がされています。
- ・ 日本文教出版は、反復練習や学力調査にかかわりのある問題を位置付け、基礎的・基本的内容の習得が図られるよう配慮されています。教科書の右側に、学習の進め方や問題解決のヒントを記述し、思考を深めたり、広げたりするよう配慮されています。
- ・ 以上、各社ともに、思考力・判断力の育成、基礎・基本の習得、言語活動の充実、主体的な学習という点で、新学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でありました。岩手の児童の状況を踏まえ、かつ資料作成要領に則り、適切に調査されていることを報告いたします。以上です。

(F 委員)

- ・ 小学校理科教科用図書についてご報告いたします。
- ・ 理科の教科書は、6社から発行されており、それぞれの教科書について、その特徴をとらえ、きめ細かく調査されておりました。
- ・ 各社の特徴について説明いたします。
- ・ 東京書籍の「新しい理科」につきましては、児童が主体的に問題を見だし、見通しをもって観察、実験を行い、問題解決の能力がはぐくまれるように配慮されています。また、結果を整理したり、事象を説明させたりする活動を取り入れ、科学的な思考力・表現力をはぐくむように配慮されています。
- ・ 大日本図書の「たのしい理科」につきましては、生活経験や学習経験をもとに予想することで、見通しをもって観察、実験を行うことができるように配慮されています。また、学習した知識を活用して、考えたり説明させたりする活動を行うことで、科学的な見方や考え方が高められるように配慮されています。
- ・ 学校図書の「みんなと学ぶ小学校理科」につきましては、視点を明確にして予想や考察を行わせることで、科学的な見方や考え方が深まるように配慮されています。また、学習した大切な科学的な言葉を教科書の欄外に表記するとともに、単元末にも再掲するなど、学習内容の定着を図る配慮もされています。
- ・ 教育出版の「未来をひらく小学校理科」につきましては、学習のつながりを大切に、学習した知識や技能を繰り返し用いることで、理解が深まるように配慮されています。また、導入場面で「やってみよう」を設定し、事象を体験的にとらえさせることで、児童の問題意識を高めさせ、学習を進めていくことができるように配慮されています。
- ・ 信州教育出版社の「楽しい理科」につきましては、身近な自然や身の回りの事象から問題を見だし、追究する過程を通して理解が深まるように配慮されています。ま

た、まとめのページでは、単元で学習したことを、ノート一枚にまとめ、振り返り易くしているとともに、ノートのまとめ方のモデル提示としても使えるように配慮されています。

- ・ 啓林館の「わくわく理科」につきましては、学習内容と実生活などとの関わりを扱うことで、理科を学ぶ有用性を感じることができるよう配慮されています。予想の場面で自分の考えをもたせ、話し合う場面を設定し、考えを広めたり深めさせたりすることができるように配慮されています。
- ・ なお、各社ともに学習指導要領の趣旨を踏まえ、該当学年に応じた問題解決の能力の育成のため、問題解決の学習過程を大切にし、構成されていることが分かりました。
- ・ 以上、理科教育の目標を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることをご報告いたします。

(G委員)

- ・ 生活料について報告いたします。
生活の教科書は8社から発行されており、各社の教科書についてその特徴を中心にきめ細かく調査されております。
- ・ 東京書籍は、児童が意欲を喚起させられるような導入からはじまり、活動で得た気付きを高められるような交流場面が設定されるなど、配慮されています。
- ・ 大日本図書は独自の仕掛けのあるページを用いて児童の活動に視点をもたせ、活動に合わせた記録カードを活用できるように配慮されています。
- ・ 学校図書は単元の視点をもたせるために、大きな折り込みのページで意欲化を行い、「ものしりノート」で活動を広げ深められるよう配慮されています。
- ・ 教育出版は活動を通して気付いたことを記録するカードやシートの例が多く、カード例や挿絵などから活動のヒントを得られるよう配慮されています。
- ・ 信州教育出版は一貫して信州地域の自然・社会環境に応じて、学校で何ができるかということを中心に進められるよう配慮されています。
- ・ 光村図書は「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」の三段階で単元が構成され、児童に学習の進め方が身に付くよう配慮されています。
- ・ 啓林館は別冊の「たんけんブック」と教科書がリンクできる内容で、活動の流れがイラスト等でイメージできるよう配慮されています。
- ・ 日本文教出版は各ページに思考や活動を促すような文字による投げかけがなされていて、活動に合った振り返りの表現ができるよう配慮されています。
- ・ 各社とも児童が主体的に活動するための、きっかけとなるような内容になること、活動の際に気付いたことをそのままにせず、書きとめるなどの振り返りや表現の仕方を取り入れていること、スタートカリキュラムや電子機器の活用、多様な人々とのかわりなど、現在の教育課題に対する内容を取り上げていることが分かる調査内容で

した。

岩手の児童や生活科の教科の特性を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(H委員)

- ・ 小学校音楽科の調査委員による調査資料について報告いたします。

小学校音楽科は教育出版、教育芸術社の2社から発行されており、それぞれ、きめ細かく調査されておりました。

- ・ 教育出版は、習得、活用の二段階で題材が配列されており、基礎となる学習のもとに多様な音楽の学習が広がるように構成されております。また、ダイナミックな写真や透明シート、折り込みページ等でイメージを喚起し、児童が思いや意図をもって表現や鑑賞の学習ができるよう工夫されております。
- ・ 教育芸術社は、題材と教材の配列、学習のねらいが明確に位置付いており、学習内容が系統的、発展的に学べるように構成されております。また、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の各分野の関連を図りながら、知識、技能と音楽的な感受の育成が図られるよう工夫されております。
- ・ 両社とも新学習指導要領の主旨を踏まえておりました。共通事項を核としながら、聴き取り、感じ取った音楽のよさや面白さ、美しさを、児童が思いや意図をもって言葉や音楽で表現することができるように各題材が構成されておりました。

岩手の生徒の実態をふまえ、かつ資料作成基準に則って、適切に調査されていることを報告いたします。

(I委員)

- ・ 小学校図画工作科についてご報告いたします。

小学校図画工作科の教科用図書は2社から発行されており、それぞれの教科書について、その特徴をとらえ、きめ細かく調査されています。

- ・ 開隆堂出版株式会社については、児童の鑑賞活動の様子を提示し、その言葉を手がかりに鑑賞の視点を示すとともに、感性に働きかける鑑賞教材を豊富に提示し、鑑賞の能力が育まれるよう配慮されています。また、各題材に育てたい力と関連した「ふりかえり」を提示したり、表現の過程における工夫の詳細な写真例や題材ごとに材料やつくり方の工夫等を示したりすることで、児童が主体的に取り組み、基礎的な能力を培うことができるよう配慮されています。
- ・ 日本文教出版株式会社については、児童の表現意欲を喚起する新しい題材や既習事項を生かして発展的に取り組める題材を発達段階に即して設定し、表現の能力が育まれるよう配慮されています。また、各題材に4観点で学習目標を示すとともに、児童の姿や言葉を学習目標に関連させて示したり、思考を促すリード文や表現の工夫・鑑

賞の視点を示したヒントを提示したりすることで、発想や構想の能力を高め、つくりだす喜びを味わうことができるよう配慮されています。

- ・ 各社ともに、児童が自分の感性を働かせ、主体的に思考し、つくりだす喜びを味わうことを重視した内容となっており、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でした。
- ・ 岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることをご報告いたします。

(J委員)

- ・ 小学校家庭科についてご報告いたします。
小学校家庭科は2社から発行されており、それぞれの教科書についてその特長を捉え、きめ細かく調査されておりました。
- ・ 東京書籍につきましては、学習の仕方について、「生活を見つめよう」「計画し実践しよう」「生活に生かそう」の3つのステップで示され、主体的に学べるように工夫され、児童が取り組みやすい活動例や実習例も豊富に示され、偏りなく配分されておりました。観察や実習に関わる具体的なワークシート例や話し合いの場の設定、言語活動の充実等が図られるように工夫されております。
左利きの児童に配慮した写真や作業の確認がしやすい拡大写真の掲載も特長的であります。
また、今日的な課題であります防災教育について、学習内容と関連付けるような工夫がされておりました。
- ・ 開隆堂につきましては、身近な学校生活や家庭生活から、児童が共通した課題を見つけるように構成し、主体的に学べるように工夫され、題材を細分化し、スモールステップで学習が積み上げられるように配分されておりました。生活に関連の深い様々な言葉の説明が実感を伴った理解につながり用いられる言語が豊かになるように工夫されておりました。
作業時の正しい姿勢の全身写真や実物が捉えやすいような写真も豊富に示されておりました。
また、防災や食中毒、食物アレルギー等にも触れ、安全面の教育と関連付けるように工夫されておりました。
- ・ 各社とも「家庭生活を大切にすることを心がけること」「生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てること」「基礎的・基本的な知識及び技能を習得すること」という点で、家庭科で育成する資質や能力について、学習指導要領の趣旨を踏まえ作成されていることがよくわかる調査内容でございました。
岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていること

をご報告いたします。

(K委員)

- ・ 「保健」の調査結果について報告します。
「保健」は5社から発行されています。各教科用図書についてその特長をとらえ、きめ細かく調査されています。
各社の顕著な特徴をご報告いたします。
- ・ 東京書籍については、身の回り、生活場面における課題について、自分の考えを記述する活動や自己の生活を振り返る活動を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。
- ・ 大日本図書については、身の回りの生活場面を単元導入時に提示することにより課題意識を高める活動や、発展学習を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。
- ・ 文教社については、身の回りの生活場面における課題を取り上げ、話し合い活動や発表による課題解決を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。
- ・ 光文書院については、身の回りの生活場面における課題について、話し合い活動や知識を活用する活動を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。
- ・ 学研については、身の回りの生活場面における課題について、自己の生活を振り返る活動や発展学習を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。
- ・ 各社とも、身の回りの生活における健康・安全に関する内容について、実践的に理解することができる内容であり、学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でした。岩手の児童の実態を踏まえるとともに、資料作成基準に基づいて、適切に調査されていることをご報告いたします。

(L委員)

- ・ 一般図書についてご報告いたします。
特別支援教育の一般図書は、毎年児童生徒個人に対して、障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択いたします。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるかどうかを判定します。従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、「一般図書選定の理由書」として報告されています。
昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書及び新たに障がい種・学部・学年・学級・教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、

調査員4名によって調査が行われています。その調査結果について調査員から説明を受けましたので、審議員の皆様にご報告いたします。

- ・ 資料2ページをご覧いただきたいと思います。これは「あけてあけてえほん はこ」という絵本、こちらの小さい本なのですが、こちらの理由書ということになります。この絵本については、知的障がいと肢体不自由を併せ有する特別支援学校小学部2年生の算数の一般図書の理由書ということになります。「図書の内容」というところには、絵本の内容や特徴について具体的に示しております。「選定の理由における児童生徒の実態」というところについては、想定した児童の発達の状況に加えて、興味関心の様子、また、この図書が児童生徒にとって適切かあるかどうかというところを説明しています。「指導の概略」では、各教科に加え領域・教科合わせた指導の場や、生活につなげる特別支援学校の特徴的な指導場面について、活用が想定されることを記載しております。
- ・ このような形で以下19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から、想定した児童生徒にとって内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができるものと判断いたします。
- ・ なお、今後さらに考慮をお願いしたい点として、障がいの状況だけではなく、地域の特性の視点も大切にして選定に当たってほしいといったところが協議されております。

以上で報告を終わります。

(熊谷会長)

- ・ 担当委員の皆様、報告ありがとうございました。
- ・ 全ての報告が終わりました。それでは、ただいまの報告を受けて、協議に入ります。
- ・ 委員からの質問・意見を受けます。質問があった場合は、審議員の方が解答する場合と事務局または調査員に発言を求める場合がありますので、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

- ・ それでは、国語について何かありますでしょうか。
- ・ 学校図書で発達段階に合わせて、低学年に読む力、高学年で思考力というふうに重点を置いているということではありますが、これは学校図書だけのことだったのでしょうか。

(A調査員)

- ・ 5社とも基本的には課題解決的な学習が単元で組まれる中で、思考力・表現力・判断力等の育成が測られるように工夫されているわけですが、5社の中でも特徴の一つとして挙げられるのが学校図書の教科書であろうということで、このような標記をさ

せていただきました。高学年では読んで身に付けた知識・技能を、今度は自分で調べたり考えたりするような部分まで含み込んだ言語活動を設定している単元が多く見られる特徴があったというようにとらえていただきたいと思います。他の教科書会社がそういう単元構成に全くなっていないということではなくて、目立ってそういう位置付けが見られたということでのとらえでお願いしたいと思います。

(熊谷会長)

- ・ 今の報告を了承するという事としてよろしいでしょうか。
- ・ 了解が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 続いて書写に移ります。書写に対する質問、意見を受けます。
- ・ 三省堂に、書き込み欄が豊富に盛り込まれているというようにありますが、書き込み欄が豊富にあることはよろしいことなのでしょうか。

(B調査員)

- ・ 他社は、書き込み欄というよりは、手本を見ながら別のノートに書くという形式でありまして、三省堂は手本があってその隣に書き込み欄があるという形式上の違いはあるのですが、他社の場合は練習帳を使って指導する、三省堂の場合は教科書をそのまま使っても指導できるという違いがあるととらえております。

(熊谷会長)

- ・ 書き込み欄があるという特徴はよいことだととらえているのですか。

(B調査員)

- ・ そのようにとらえております。

(熊谷会長)

- ・ 今の方向で了承するという事でよろしいでしょうか。
- ・ 了承が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 続きまして社会に移ります。
- ・ 教育出版の社会参画の意識や態度を育むよう配慮されているとありますが、社会参画についてはほかにはないように思われますが、どういうふうなことが特徴的だった

のでしょうか。

(C調査員)

- ・ 社会的事象について、自分はどう思うか話し合う言語活動がよく取り入れられています。たとえば、6年生の下の教科書では、選挙で投票する人が少なくなっていることについてどう考えるか話し合うページがございます。そういった点で、教育出版は特に社会参画に関わる紙面構成が工夫されていると感じました。

(熊谷会長)

- ・ このことを了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 了解が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 続いて地図であります。
- ・ 東京書籍、帝国書院で、資料の掲載につきまして精選された資料と多様な資料、これはどういう違いがありますでしょうか。

(D調査員)

- ・ 基本的な情報については両社とも掲載されているわけですが、例えば帝国書院の場合は、統計のところに「お国じまん」という東京書籍にないものが載っております。同じ地図にしてもいろいろな情報、例えば細かな地名だったり新たにできた気仙沼のBRTだったり、そういった情報等が帝国書院には多様に載っているという良さがあります。一方の東京書籍の方では、精選された基本的な情報を残す代わりに、大きな版だったり大きな文字だったり、必要な情報をより分かりやすく掲載されておりますので、精選という言葉で表現しております。

(熊谷会長)

- ・ 今の報告を了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 了承されました。

(熊谷会長)

- ・ 続いて、算数にございませんか。
- ・ 算数について了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 了承が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 続いて理科に移ります。
- ・ 大日本図書の方では、「生活経験」と書いてあります。啓林館では「実生活」と書いてありますが、「生活経験」と「実生活」はどのように違っているのでしょうか。

(E 調査員)

- ・ 「生活経験」という言葉は、これまでの生活の中で子どもたちが体験を通して得てきたものというとらえで用いました。「実生活」というのは、体験を通じたか通していないかは別として、身の回りにある事象を含めていることをその言葉を用いて表しました。

(熊谷会長)

- ・ となりにある、「身近な自然や身の回りの」と「実生活」とは。

(E 調査員)

- ・ 実生活に入ります。その中でも「身の回りの自然」という限定したものになっております。

(熊谷会長)

- ・ 了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 委員の皆さんの了承が得られました。

(熊谷会長)

- ・ それでは、生活科に移ります。
- ・ 信州教育出版ですが、「一貫して信州地域を題材にして」とあるわけですが、岩手の教科書としてこの教科書をどのように考えたのでしょうか。

(F 調査員)

- ・ 一貫して信州地域の自然、社会といったところですが、教科書を見ると長野県の山並みであるとか自然であるとか、岩手でも見られる風景ではあるのですが、長野県を意識したイラストや写真が多様に使われておりました。また、長野県ではやぎを飼ったりカモを飼ったり、昔からよく生き物を飼うことが活動として取り入れられているのですが、そういったところを見ますと、なかなか岩手県では実態に合っていないところもあるのですが、自然といったところでは岩手県も自然が豊かなところでもありますので、そういう面では岩手県でも取り入れることは可能ではないかかと考えました。

(熊谷会長)

- ・ 総合所見の中で、これではどこともと同じと受け取られるのではないのでしょうか。「一貫して信州」という説明だったので思ったのですが、はたしてこの総合的な所見でよろしいのかと思った次第であります。岩手の教科書として考えたときに、この教科書を本当に採用してよろしいのかと考えたときどうなのかなと思った次第です。

(熊谷会長)

- ・ このことを了承してよろしいでしょうか。
- ・ 了承したということで進めます。

(熊谷会長)

- ・ 次、音楽であります。
- ・ 特にないようでしたので了承されたということで進めさせていただきます。

(熊谷会長)

- ・ 図画工作に移ります。
- ・ 日本文教出版で、「各題材4観点で学習目標を示し」とありますが、開隆堂にはそういうことはなかったととらえてよろしいでしょうか。

(G調査員)

- ・ 開隆堂出版にはそのような目標設定はございませんでした。

(熊谷会長)

- ・ あった方がよいと考えたということですか。

(G調査員)

- ・ 開隆堂出版の方には4観点での目標設定はないのですが、4観点到該当する、振り返りの観点が示されておりました。それでもって子どもがそれを意識した学習をしていけるものととらえました。

(熊谷会長)

- ・ 日本文教出版の方にはそういう4観点があって、開隆堂の方にはふりかえりの観点がなかったということですね。

(G調査員)

- ・ そういことです。

(熊谷会長)

- ・ ただいまの報告を了承するという事でよろしいでしょうか。
- ・ 了解が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 家庭科に移ります。
- ・ 東京書籍で防災教育、開隆堂で食物アレルギーについて取り上げられているという話がありましたが、両方で取り上げているものはだいぶ違うということでよろしいでしょうか。

(H調査員)

- ・ 防災についてはどちらも取り上げておりましたが、取り上げている数といった部分では東京書籍でした。それから、食物アレルギーの言葉が入っていたのは開隆堂でした。

(熊谷会長)

- ・ 了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 了承が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 続いて保健であります。
- ・ 今のことを了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 了承されました。

(熊谷会長)

- ・ 最後に、一般図書についてです。
- ・ 了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 委員の皆様の了承が得られました。

(熊谷会長)

- ・ 一括いたしまして皆様から何かございますか。
- ・ なければ、すべて了承されたということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(審議員了承)

- ・ 調査資料についての慎重審議ありがとうございました。また調査にあられた調査員の方々、代表者の方をはじめ調査員全員の方々本当にご苦労さまでした。よく調べていただき感謝申し上げます。また、報告にあたっていただきました審議員の皆様、

本当にありがとうございました。

- ・ 調査資料の協議の部分は終わりましたので、その他について事務局お願いします。

7 その他

(事務局)

- ・ 今後の事務手続きにつきまして、事務局から説明申し上げます。
- ・ 本来であれば、再度、教科用図書選定審議会の第3回を開催し、第1回、第2回の審議内容について改めてご確認いただくこととなるのですが、熊谷会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えますが、そのように進めてよろしいか伺います。

(熊谷会長)

- ・ 委員の皆さんに、お諮りします。
- ・ 今、事務局から提案のあったように今後は会長に一任ということによろしいでしょうか。
- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。
- ・ 事務局からその他ありませんか。

(事務局)

- ・ それでは、本日の審議結果並びに今後の答申を受けて、今後、県教育委員会として、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属小学校並びに特別支援学校、私立学校を所管する本庁総務部に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助といたします。
- ・ 事務局からは以上です。

(会長)

- ・ 皆様、慎重審議ありがとうございました。皆様の御協力をもちまして、大役を無事に務めることができました。今後、第3回につきましては、皆様からの一任を受け、責任をもって適正に取り進めていきたいと思っております。
本日はありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

8 閉会

平成 26 年度 第 3 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 26 年 6 月 11 日 (水)

11:00~12:00

1 開会 (事務局)

2 岩手県教育委員会学校教育室長挨拶 (平賀信二学校教育室長)

第 3 回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。まずもって、熊谷会長様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

第 1 回、第 2 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料の作成基準」、「調査票」等につきまして、熱心に御審議いただきありがとうございました。

本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。この答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。

長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、誠にありがとうございました。

3 答申

熊谷委員 (審議会会長) → 県教育委員会 (平賀室長)

4 会長挨拶 (熊谷委員)

会長の熊谷でございます。

改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2 回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを報告いたします。

ご承知のとおり、義務教育段階の教科書のうち、小学校については平成 26 年度が採択替えの年であり、来年度から新しい教科書を使用することになっております。

そこで、今回、新規の教科書検定を経た小学校用教科書、及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票を答申いたします。

今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8 月末までに各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

5 その他

平成 27 年度使用小学校教科用図書についての懇談

6 閉会 (事務局)

議事録署名委員

氏名： 山内 昭 

氏名： 西前 和恵 